

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第26号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第14条」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項中「第13条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第1号中「第12条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第12条第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に改め、同号ア及びイ中「当り」を「当たり」に、「第7条第1号」を「第6条第1号」に改め、同条第2項中「第13条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改め、同項第1号中「当り」を「当たり」に改め、同条第3項中「第13条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に、「第7条第1号」を「第6条第1号」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第12条第2項及び第13条第2項」を「第11条第2項及び第12条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1号中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第9条とする。

附則第2項第1号中「並びに平成26年度」を「、平成26年度」に改め、「及び特定避難勧奨地点」の次に「並びに平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域」を加え、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同項第2号中「平成27年度」を「平成28年度」に改め、「解除された」の次に「居住制限区域及び」を加え、「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同項第3号中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に、「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、平成29年度分の保険料について適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例による。